

第183回 判例地方自治研究会

1 期日 令和6年1月16日(火) 18時30分～ オンライン (zoom) 会議

作成者 石田 純

2 発表課題

発表担当: 今井亮先生

(1) 退職手当支給制限処分取消請求事件(宮城県) 最判令和5年6月27日

事案 上告人Yの公立高等学校の教諭であった被上告人Xが、職場の歓迎会の帰途における酒気帯び運転を理由とする懲戒免職処分を受けたことに伴い、職員の退職手当に関する条例12条1項1号の規定により、退職手当管理機関である宮城県教育委員会から、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を受けたため、上告人を相手に、上記各処分の取消しを求めた事案

争点 「退職手当支給制限処分が退職手当管理機関の裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、当該処分に係る判断が社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に違法であると判断すべき」という規範を前提に、本件退職金不支給が裁量権の逸脱に当たるか否か。

判旨(一審) 本件非違行為は公務に対する信用を大きく損なうものであり、退職手当が大幅に減額されることはやむを得ないが、原告には懲戒処分歴はなく、本件非違行為の前には特段問題を起さず約30年間教諭として誠実に勤務してきたこと、本件事故による相手方の被害が物損にとどまり、その被害は回復されていること、原告が退職届を提出するなどして本件非違行為についての反省の情を示していることのほか、本件不支給処分により支給制限された退職手当の額が1724万6467円に上ることを指摘することができる。これらの事実、退職手当が賃金後払いの性格や退職後の生活保障の性格を併せ持つことを考慮すると、上記金額の退職手当を全額不支給とすることは、本件非違行為の内容と比し、原告が被る不利益があまりに大きいといわべきであり、社会通念上著しく妥当性を欠くといわざるを得ない。→取り消し請求を全部認容。

(控訴審) 一審と概ね同様の論旨を展開し、本件非違行為につき、1724万6467円に上る退職手当の全額を支給しない処分をすることは、条例の規定の趣旨を超えて職員に著しい不利益を与えるものであり、県教委の裁量権の範囲を逸脱するものであると認められると判示したうえで、処分がされた平成29年5月17日から既に5年を超え、宮城県知事が審査請求の審理に2年5か月も時間を費やし、紛争解決に極めて長い時間を要していることを踏まえると、行政訴訟による迅速かつ実効的な権利救済を図るために、原判決のように、退職手当支給制限処分を全部取り消して支給制限の割合について再度県教委に判断させるのではなく、裁判所が相当と認める支給制限の割合を示し、退職手当支給制限処分の一部を取り消すのが相当であるとした。

(上告審) 本件非違行為は、公立学校に係る公務に対する信頼やその遂行に重大な影響や支障を及ぼすものであり、さらに、県教委が、本件非違行為の前年、教職員による飲酒運転が相次いでいたことを受けて、複数回にわたり服務規律の確保を求める旨の通知等を発出するなどし、飲酒運転に対する懲戒処分につきより厳格に対応するなどといった注意喚起をしていたとの事情は、非違行為の抑止を図るなどの観点からも軽視し難く、本件全部支給制限処分に係る県教委の判断は、被上告人が管理職ではなく、本件懲戒免職処分を除き懲戒処分歴がないこと、約30年間にわたって誠実に勤務してきており、反省の情を示していること等を勘案しても、社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとはいえない。→原判決破棄、Xの請求を棄却。

[類似事例との比較]

小諸市の職員であった原告が、市長から酒気帯び運転を非違行為として懲戒免職処分及び退職手当全部を不支給とする退職手当支給制限処分を受けたところ、同制限処分は違法として、被告に対し、その取消しを求めた事案について、最判令和5年2月9日は、支給制限処分は、原告の約33年8か月という長期間にわたる勤続に対する報償や生活保障の性格をすべて奪ってもやむを得ないとするには重きに失し、社会通念上著しく妥当性を欠き、被告の裁量権の範囲を超えるものとして、請求を認容した一審判決を維持した。

	本判決	類似事案(小諸市)
事故日	平成29年4月28日(金)	平成30年9月19日(水)
勤続期間	30年1月	33年8月
退職金額	1724万6467円	1620万8323円
アルコール含有量	1ℓあたり0.35mg	1ℓあたり0.5mg
事故結果	物損事故(自動車と衝突)	物損事故(自転車と接触。転倒はしていない)
飲酒場所	飲食店(二次会も)	実家
自宅までの距離	約20km	直線で約150m、実走で322m
飲酒機会	職場の歓迎会	預けていた長男の迎え
役職	高校教諭(非管理職)	保健予防係長(管理職)
普段の勤務態度	問題なし	平成27年に訓告処分あり。
公務への影響	勤務していた高校は、生徒やその保護者への説明のため、集会を開かなければならなかった	新聞等で広く報道されるとともに、被告は謝罪の記者会見の実施を余儀なくされた。
非違行為前の対応	非違行為の前年、教職員による飲酒運転が相次いでいたことを受けて、県教委が複数回にわたり服務規律の確保を求める旨の通知等を発出するなどし、飲酒運転に対する懲戒処分につきより厳格に対応するなどといった注意喚起をしていた。	全職員に対し、飲酒運転を絶対に行わないことを誓約する旨の誓約書の提出を求め、原告も誓約書を提出していた。また、年末や新年度を迎える際になどに通知や誓約書の提出を求めることなどを通じて職員に対し飲酒運転を絶対に行わないよう継続的に注意喚起していた。
刑事罰	罰金35万円	罰金30万円
示談	成立	不明